

「緊急事態条項」の特徴と危険性

明治大学 山田 朗（日本現代史・軍事史）

はじめに—報告の目的—

- [1] 安倍政権の改憲路線の先頭にたつ「緊急事態条項」の特徴と危険性を明らかにする。
- [2] 「緊急事態条項」が過去の歴史においてどのような役割を果たしてきたのかを検証する。

1 前提：戦争遂行のための3要素

- [1] ソフトウェア（価値観・戦略・人材）：〈対外危機〉創出 → 戦争肯定論台頭 → 人材養成
- [2] システム（法体系・制度・組織）：〈有事・治安維持〉法体系の構築
- [3] ハードウェア（兵器体系・設備）：武器・弾薬・補給手段・基地の構築
一般的な規定性は、ソフト → システム → ハード（あるいはソフト → ハード）
ハード → システム → ソフト という“逆流”もあり得る（現在はこの流れ）

2 参考：戦前期日本における〈有事・治安維持〉法体系（天皇大権を前提として次第に重層化）

- [1] 基層（第1層）：徴兵令 1873・兵役法 1927
- [2] 第2層：軍政型の戦時治安維持＝戒厳令 1882・徴発令 1882、大日本帝国憲法第14条 1889
戒厳令は戦時（内乱含む）における憲法の一時停止、軍政の実施（3権を軍が掌握）
徴発令は戦時（内乱含む）における一般人の財産権の制限
- [3] 第3層：情報統制・弾圧＝軍機保護法 1899、治安維持法 1925、国防保安法 1941
- [4] 第4層：行政の軍事化＝国家総動員法 1938

3 「自民党2012憲法草案」における「緊急事態条項」

→【資料1】

- [1] 98条：「緊急事態の宣言」：内閣総理大臣による（与党多数の場合には歯止めなし）
- [2] 99条：「緊急事態の宣言の効果」：
→ 「内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができる」（国会は事後承認）
→ 人権侵害への歯止めは：

「緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならない。」

- [3] 「緊急事態条項」の発想：基本的に戦前における戒厳令・徴発令に類似した発想

4 「緊急事態条項」と9条改憲との連動性

- [1] 天皇元首化、9条改憲＝国防軍設置、「緊急事態条項」が改憲案の核
→ すべてが基本的人権の制限につながる
→ 改憲案の基底には明治憲法的発想がある
→ 「緊急事態の宣言」（政府の独裁）がなされた時の主役は自衛隊（改憲後は国防軍）
- [2] 自衛隊から「国防軍」への転換、「自衛権」の明示
→ 集団的自衛権（他国への攻撃を自国への攻撃とみなす）容認
→ 新安保法制＝「戦争法案」の登場：改憲への露払い
→ 自然災害への危機感をテコに「緊急事態条項」に進み、改憲の既成事実をつくる

5 「戦争法案」と「緊急事態条項」から始まる軍拡・参戦・言論弾圧・徴用

→【資料2】

[1] 改憲の既成事実を作った上で、9条改憲へ

[2] 「戦力」不保持の消滅 → 兵器体系への拘束（歯止め）なくなる → さらなる軍拡へ

→ 本格的な爆撃機・弾道ミサイル・空母・原潜の導入も可能に

→ 当面は、機動戦力の中核としてのヘリ空母の配備、垂直離着陸機運用可能な強襲揚陸艦の保有へ

[3] 「国際的に協調して行われる活動」への参加（参戦）

→ これまでの後方支援・補給活動から戦闘への参加に

[4] 「国防軍」に「審判所」（軍法会議）を設置

→ 民間人を含めて機密漏洩等を取り締まるためにスパイ防止法（特定秘密保護法）が制定され、憲兵が設置される

→ 秘密保護と秘密収集は表裏一体（情報機関の整備へ）

[5] 「国防」の義務

→ 民間人の軍活動への協力「義務」（徴用）、軍務に代わる活動が定められる可能性

6 歴史における「緊急事態」悪用

[1] 日本における戒厳令

→ 戒厳令にもとづく戒厳状態布告は、日清・日露戦争時の軍港地域のみ

戒厳状態は、戦時・内乱時の臨戦地境・合囲地境にのみ布告されることになっていた

→ 日比谷焼き打ち事件（1905）・関東大震災（1923）・226事件（1936）の際の「戒厳令」は、戒厳令の一部を緊急勅令をもって布告したもの（「行政戒厳」という）

→ それでも、関東大震災時には「治安維持」の名のもとに大杉栄虐殺、亀戸事件などが発生

226事件後、メーデーは戦前にはずっと禁止、言論抑圧（検閲）がさらに強められた

→ 226事件後の行政戒厳は、日中戦争への反対運動抑圧、国家総動員法制定への道をひらいた

→ 「国家改造」を狙っていた人々も「戒厳」下の政府打倒（クーデタ）を狙っていた

[2] ドイツにおける全権委任法

1932：独総選挙でナチス第1党に

1933：ナチス政権成立、国会議事堂放火事件、全権委任法により独裁体制成立

→ 共産党大弾圧、弾圧はさらに社会民主党、キリスト教関係者にも拡大

おわりに—日本のこれから：市民としてできること—

[1] 「緊急事態条項」＝政府の独裁を容認するもの

→ 自然災害を口実に、戦時を想定するもの

→ 基本的人権の保障なし

[2] 「緊急事態条項」を9条改憲への突破口とさせない。

[3] アジアにおける〈軍拡の連鎖〉を断ちきる努力を（〈脅威論〉に冷静に対処するために）。

→ 中国・韓国など近隣諸国と賢くつきあう方法を構築する。

→ 力で〈脅威〉を抑えるのではなく、〈脅威〉を作らない戦略を

[4] 軍備拡張を「経済成長」の手段とさせない。

【資料1】自由民主党「日本国憲法改正草案」（2012年4月27日決定）緊急事態関係

第九章 緊急事態

（緊急事態の宣言）

第九十八条 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。

2 緊急事態の宣言は、法律の定めるところにより、事前又は事後に国会の承認を得なければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があったとき、国会が緊急事態の宣言を解除すべき旨を議決したとき、又は事態の推移により当該宣言を継続する必要がないと認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、当該宣言を速やかに解除しなければならない。また、百日を超えて緊急事態の宣言を継続しようとするときは、百日を超えるごとに、事前に国会の承認を得なければならない。

4 第二項及び前項後段の国会の承認については、第六十条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日以内」とあるのは、「五日以内」と読み替えるものとする。

（緊急事態の宣言の効果）

第九十九条 緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる。

2 前項の政令の制定及び処分については、法律の定めるところにより、事後に国会の承認を得なければならない。

3 緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならない。この場合においても、第十四条、第十八条、第十九条、第二十一条その他の基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない。

4 緊急事態の宣言が発せられた場合においては、法律の定めるところにより、その宣言が効力を有する期間、衆議院は解散されないものとし、両議院の議員の任期及びその選挙期日の特例を設けることができる。

【資料3】自由民主党「日本国憲法改正草案」（2012年4月27日決定）9条関係

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては用いない。

2 前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。

第九条の二 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。

2 国防軍は、前項の規定による任務を遂行する際は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

3 国防軍は、第一項に規定する任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。

4 前二項に定めるもののほか、国防軍の組織、統制及び機密の保持に関する事項は、法律で定める。

5 国防軍に属する軍人その他の公務員がその職務の実施に伴う罪又は国防軍の機密に関する罪を犯した場合の裁判を行うため、法律の定めるところにより、国防軍に審判所を置く。この場合においては、被告人が裁判所へ上訴する権利は、保障されなければならない。

第九条の三 国は、主権と独立を守るため、国民と協力して、領土、領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない。